

令和9年度

滑川町保育施設利用申込みの手引き



滑川町マスコットキャラクター
ターナちゃん

【お問い合わせ先】

〒355-8585

滑川町大字福田750番地1

滑川町福祉課 こども福祉担当

TEL 0493-56-2056（直通）

☆☆目次☆☆

教育・保育施設等を利用するための保育の必要性の認定・・・・・・・・	1
保育施設等で保育の利用を希望される場合の保育認定・・・・・・・・	1
【保育を必要とする事由】・・・・・・・・	1
【保育の必要量】・・・・・・・・	2
【優先利用への該当の有無】・・・・・・・・	2
入所手続きの流れ・・・・・・・・	3
支給認定について・・・・・・・・	4
入所申込みの受付について・・・・・・・・	4
【令和9年4月入所のご案内】・・・・・・・・	4
【令和9年5月以降の入所申込期限】・・・・・・・・	5
町内保育施設について・・・・・・・・	5
申込手続きに必要な書類・・・・・・・・	6
滑川町外の保育施設に申込み場合・・・・・・・・	7
滑川町外から滑川町の保育施設に申込み場合・・・・・・・・	7
【滑川町へ転入予定のある方】・・・・・・・・	8
申込みの際の注意点・・・・・・・・	8
入所選考について・・・・・・・・	9
入所保留となった場合について・・・・・・・・	10
保留通知書について・・・・・・・・	10
入所辞退について・・・・・・・・	10
入所後の変更手続き等について・・・・・・・・	11
施設の休所・退所について・・・・・・・・	12
町外へ転出する場合・・・・・・・・	12
滑川町保育施設入所選考基準表・・・・・・・・	13
保育料について・・・・・・・・	15
【納付場所及び納付方法】・・・・・・・・	15
令和9年度 滑川町利用者負担額徴収基準額表・・・・・・・・	16
給食費について・・・・・・・・	18
よくある質問（Q&A）・・・・・・・・	19
滑川町内保育施設案内図・・・・・・・・	21

教育・保育施設等を利用するための保育の必要性の認定

子ども子育て支援新制度では、幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育給付施設の利用を希望する保護者の方には、町に「施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書」を提出し、「保育の必要性の認定」を受けていただく必要があります。

「保育の必要性の認定」の区分に応じて、幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育給付施設のうち利用可能な施設が決まります。

保育の必要性の認定区分

年齢	保育の必要性	認定区分		利用時間	利用先
満3歳以上	教育を希望	1号認定	教育認定	教育標準時間※	幼稚園、認定こども園
	「保育を必要とする事由」に該当	2号認定	保育認定	保育標準時間	保育所（園）、 認定こども園
				保育短時間	
満3歳未満	し、保育施設での 保育を希望	3号認定	保育認定	保育標準時間	保育所（園）、 認定こども園、地域型保育
				保育短時間	

※1号認定教育標準時間は、1日4時間を標準として学則等により各施設で定める教育課程に係る時間です。入園に関しては、直接、施設へお問い合わせください。

保育施設等で保育の利用を希望される場合の保育認定（2号認定、3号認定）

【保育を必要とする事由】

保護者が以下のいずれかの事由に該当することが必要です。

- ① 月64時間以上の就労
 - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間、自営業など基本的にすべての就労を含む
- ② 妊娠・出産
- ③ 疾病・障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護（月64時間以上）
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む）
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧ 虐待やDVの恐れがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育施設を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として町長が認める場合

※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整されることがあります。

※保育を必要とする事由の証明書は、発行から3ヶ月以内のものをご用意ください。

【保育の必要量】

就労等の事由で保育を利用する場合、次のいずれかの利用時間となります。

I 「保育標準時間」利用・・・両親のフルタイム就労等を想定した利用時間（1日最長11時間の中で必要となる保育時間）

II 「保育短時間」利用・・・両親又はいずれかがパートタイム就労等（短時間就労等）を想定した利用時間（1日最長8時間の中で必要となる保育時間）

※「保育標準時間」の保育利用は、1か月当たり120時間程度（週当たり30時間程度）の就労を下限とします。

※「保育短時間」の保育利用は、月64時間以上の就労を下限とします。

※保育の必要性の事由のうち、「就労」「就学」「親族の介護・看護」については、保護者の状況を書面にて確認し、保育の必要量の認定を行い、「妊娠・出産」「保護者の疾病・障害」「災害復旧」「虐待やDVの恐れがあること」については、「保育標準時間」利用の認定をするものと定められています。

【優先利用への該当の有無】

以下に該当する場合、保育利用の優先度が調整される場合があります。

- ① ひとり親家庭
- ② 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）
- ③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④ 虐待やDVの恐れがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ⑤ 子どもが障害を有する場合
- ⑥ 育児休業明け
- ⑦ 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育施設の利用を希望する場合
- ⑧ その他町が定める事由

《保育年齢について》

クラスは令和9年4月1日時点の年齢で決まります。

クラス	生 年 月 日	令和9年4月1日時点の年齢
0歳児	令和8年4月2日～	0歳
1歳児	令和7年4月2日～令和8年4月1日	1歳
2歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日	2歳
3歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日	3歳
4歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日	4歳
5歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日	5歳

入所手続きの流れ

「保育の必要性の認定」申請と「保育施設」の利用申込み	提出するもの ①施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書 ②保育利用希望申込書 ③家庭状況等調査票 ※入所決定後、保育施設に提供いたします。 ④利用申込に関する確認事項 ⑤保育を必要とする事由を証明する書類（就労証明書等） ※入所決定後、保育施設に提供する場合がございます。
申請	

入所の時期は毎月1日です。月途中での入所はできません。

入所希望月ごとに締切日が異なります。原則として希望月の前月5日までとなります。

※4月入所は通常と締切日が異なります。詳しくは4ページをご覧ください。

 審査・利用調整	・提出書類により、保育の必要性について確認を行います。 ・保育施設に欠員がない場合は、欠員が出るまでお待ちいただくことになります。 ・保育希望者が当該保育施設の定員（欠員数）を上回る場合は保育の必要性の高い児童から利用調整を行い、入所決定します。
選考	

 入所承諾・入所保留	4月入所が決定した場合は、2月上旬頃に「入所承諾通知書」を送ります。5月以降の入所内定者へは、入所決定月の前月20日前後に「入所承諾通知書」を送ります。 【入所できなかったとき】 ・入所できない方には、希望月の前月20日頃に「保育所入所保留通知書」を申込んだ当月に限り通知します。4月入所希望者には、2月上旬頃に通知します。 ・入所保留となった場合は、入所保留児童名簿に登録、翌月以降当該年度中に限り継続して選考の対象となります。翌月からは入所可能な場合のみ、福祉課こども福祉担当より事前に電話でご連絡いたします。
内定	

 登園開始	入所してからしばらくの間は、「慣らし保育」として通常より短い保育時間となります。 【保育料】 認可保育所の保育料は原則として口座振替により滑川町が徴収します。認定こども園及び地域型保育給付施設の徴収方法は施設により異なりますので、各施設にお問い合わせください。 また、月の途中から登園を開始した場合であっても、保育料は1ヶ月分を負担していただきます。
入所	

支給認定について

○支給認定証とは

申請書類に基づき決定した支給認定の区分、保育必要量、認定の有効期間等が記載されたものです。

「保育の必要性」が認定された場合、保育施設入所の可否に関わらず、支給認定証が送付されます。

・支給認定証に記載されている事項や、認定の申請時に申し出た事項に変更があった場合、認定変更の必要がある場合がございますので、福祉課こども福祉担当までお問い合わせください。

・3号認定を受けているお子さんが満3歳に達した場合や、その他変更が必要と認められる場合は、申請が無い場合でも、町が支給認定の内容を変更することがあります。

入所申込みの受付について

【令和9年4月入所のご案内】

《一次申込期間》

町内保育施設 令和8年10月1日（木）～令和8年11月30日（月）

町外保育施設 令和8年10月1日（木）～令和8年10月20日（火）

他市町村の申請〆切日は各自でご確認いただき、令和8年10月20日（火）より前の〆切日であった場合、その〆切日より10日前までに滑川町福祉課窓口へご提出ください。

（町内保育施設の他に1つでも町外の保育施設を希望される場合は、町外保育施設の申込み期間が適用されます。）

※申込期間以降に出生予定の0歳児のお子さんについては、入所希望月に月齢を満たす場合、出生前でも申請を受付けます。受入れ可能な月齢については、希望する保育施設へ必ずご確認ください。

また、申込みの際は母子手帳の「表紙」と「出生予定日記載箇所」の写しが必要となります。

10月1日	保育施設の利用受付開始（申込期限 町外：～10/20 町内：～11/30）
2月上旬	町から保護者へ入所承諾書又は入所保留通知書を送付
3月下旬	町から保育料決定通知書（4月分から8月分まで）発行（入所承諾となった方）
4月上旬	保育施設登園開始（入所承諾となった方） ※月の途中から登園を開始した場合であっても、保育料は1ヶ月分を負担していただきます。
8月下旬	町から保育料変更通知書（9月分から3月分まで）発行（入所承諾となった方）

《二次申込期間》

令和8年12月1日（火）～令和9年2月15日（月）

- ・一次申込みに間に合わなかった方が対象となります。（一次申込みの結果、入所保留となった方は希望施設、保育必要理由等の変更が無い限り、新たに書類提出は必要ありません）
- ・一次申込みの欠員募集に対して行います。
- ・申込み時に空きのない保育施設も希望施設とすることができます。（退所等に伴い欠員が生じれば利用調整（選考）が行われます）

【令和9年5月以降の入所申込期限】

- ・5月からの利用調整（選考）は、欠員募集に対して行います。
- ・申込み時に空きのない保育施設も希望施設とすることができます。（退所等に伴い欠員が生じれば利用調整（選考）が行われます）

《各月の申込締切日について》

入所月	申込締切日	入所月	申込締切日
5月	令和9年4月5日（月）	11月	令和9年10月5日（火）
6月	令和9年5月6日（木）	12月	令和9年11月5日（金）
7月	令和9年6月7日（月）	1月	令和9年12月6日（月）
8月	令和9年7月5日（月）	2月	令和10年1月5日（水）
9月	令和9年8月5日（木）	3月	令和10年2月7日（月）
10月	令和9年9月6日（月）		

町内保育施設について

町内保育施設一覧表

保育施設名	住所	電話番号
ハルムこどもえん	滑川町羽尾1830	0493-56-3223
第二ハルム保育園	滑川町羽尾615	0493-57-0033
つきのわ保育園	滑川町月輪1548-52	0493-57-0323
白い馬保育園	滑川町福田1386-2	0493-56-6108
どんぐり保育園	滑川町都170-28	0493-81-4711
第二どんぐり保育園	滑川町月輪213-4	0493-81-5472
よつば保育園	滑川町羽尾3499-3	0493-21-3501
のら椿保育園	滑川町羽尾446-11	0493-55-1444

※各保育施設の詳細情報はP21以降をご覧ください。

申込手続きに必要な書類

- ・提出書類に必要事項をご記入の上、福祉課こども福祉担当までご持参ください。
- ・必要書類は福祉課窓口のほか、滑川町ホームページからもダウンロードできます。

1	施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書	
2	保育利用希望申込書	
3	家庭状況等調査票 ※入所決定後、保育施設に提供させていただきます。	
4	利用申込に関する確認事項	
5	保育の必要性を証明する書類（父母両方について、下記書類が必要です） ※入所決定後、保育施設に提供する場合があります。	
保護者の事由		必要な書類
就労 ※月 64 時間以上の 就労が必要です。	勤務している方	・就労証明書
	就職内定の方	・就労証明書
	育児休業中の方	・就労証明書（育休・産休欄を記入）
就労 （個人事業主） ※月 64 時間以上の 就労が必要です。	事業を営んでいる方	・就労証明書 ・事業を営んでいることが分かる書類 （確定申告書（営業所得、農業所得記載あり）の写し、営業許可証の写し、商業登記簿謄本の写し 等）
求職	求職活動中の方	・就労誓約書
出産	出産予定の方	・申立書 ・母子手帳（表紙・出産予定日記載箇所の写し） 利用期間は出産予定月を中心とした前後2か月の計5か月です
疾病	病気の方	・申立書 ・診断書
障害	心身に障害のある方	・申立書 ・各種手帳の写し
介護・看護	介護・看護をしている方	・申立書 ・介護・看護状況申告書 ・対象者の各種手帳、介護保険証等の写し
災害復旧	災害等の復旧にある方	・申立書 ・罹災証明等の写し
就学・職業訓練	就学中等の方	・在学証明書（※町所定様式でご提出ください） 【下記2点を提出いただければ、在学証明書の代わりとなります】 ・カリキュラムの写し（1 週間の授業時間がわかるもの） ・学生証の写し

※保育を必要とする事由の証明書は、発行から3ヶ月過ぎたものは無効です。

6	その他、世帯の状況により必要な書類 ※書類提出により入所選考基準点に反映されます。未提出の場合反映することが出来ない、または基準点が減点となりますので、必ずご確認ください。
生活保護受給	生活保護受給証の写し
ひとり親世帯（※）	ひとり親家庭等医療費受給者証又は児童扶養手当証書の写し 上記に該当していない方は離婚日が分かる書類（戸籍謄本、戸籍抄本、離婚届受理証明書の写し）
離婚調停中	離婚調停又は裁判を証明する書類の写し（調停期日通知書等）
失業により休職中（世帯主のみ）	雇用保険受給資格者証の写し
障害認定をうけている同居親族がいる場合（※）	各種手帳の写し
お子さんが認可外保育施設等に在籍している場合	保育室等在籍証明書
65歳未満の祖父母と同居	祖父母の就労証明書、各種手帳の写し、診断書など
18歳以上の同居家族がいる場合	就労証明書、学生証の写しなど
保育士等	保育士資格取得証明書の写し

（※）入所が決定した場合、書類を提出いただいた方は保育料軽減となる場合がございます

滑川町外の保育施設に申し込む場合

滑川町外の保育施設を希望する場合は、滑川町を通して申込みを行います。以下の点にご注意の上、申込みをお願いします。

○各市区町村において、その市区町村にお住まいでない方の施設受入れについて、別に条件を設けている場合があります。申込みが可能かどうか、施設のある市区町村に事前に必ず確認をとってください。

○令和9年5月以降の申込みの締切日は、市区町村によって異なります。施設のある市区町村に事前に締切日を確認し、締切日の10日前までに、申込書類を滑川町へ提出してください。

○転出予定で転出先の住所が決まっている場合は、住所地の分かる書類（土地の売買契約書等）の写しを併せて提出してください。

※市区町村によっては滑川町を通さず、直接申込みができる場合があります。施設のある市区町村へ、事前にご確認ください。

滑川町外から滑川町の保育施設に申し込む場合

滑川町外からの申請は、町内在勤・在学等条件の制限はありませんが、利用調整は滑川町に住民票がある方を優先的に行います。その後、施設の定員に余裕があることのほか、町内保留待機人数がいない場合に限り、町外に住民票のある方の利用調整を行います。

○申込先 …住民票がある市区町村の保育担当窓口

○申込受付期間 …滑川町の申込受付期間（住民票がある市町村へ、いつまでに申込みが必要か、必ず事前に確認をしてください）

○申込書類 …お住まいの市区町村の申請書類一式

【滑川町へ転入予定のある方】

滑川町へ転入予定のある方が、滑川町民（同等扱い）として申込みするためには、入所希望月の前月末まで（4月入所の場合は3月31日まで）に転入手続きを完了していることが条件となります。

下記提出書類をご用意いただき、滑川町の申込受付期間内に、滑川町福祉課こども福祉担当へご提出ください。

（提出書類）

○滑川町の申請書類一式

○転入に関する誓約書

○賃貸契約書、建築工事請負契約書等の写し（転入後に居住する住所地と住宅の引渡し予定日が分かる書類）

申込みの際の注意点

◆申込期間中に変更があった場合は、福祉課こども福祉担当へご連絡ください◆

1. 家庭状況（世帯構成、勤務先など）の変更があった場合
2. 希望する保育施設の変更・追加をしたい場合
3. 入所の必要が無くなり、申込みをやめる場合
4. その他上記以外でも入所に関わる事項に変更があった場合

① 全般について

○申込み時に提出された書類の記載内容は、入所時も継続しているものとします。記載内容が事実と異なる場合又は変更が生じた場合は、入所内定や決定の取消又は退所となる場合があります。すべての書類は、事実に基づき、現在の状況を正確にご記入ください。

○必要書類は漏れなく記載し、必要なものは全てご提出ください。必要な書類が期限内に提出されない場合は、利用調整（選考）の指数に反映されません。

○入所が内定しても、保育施設が実施する面接・健康診断等の結果により、集団生活に適さないと判断されたときは、入所できない場合があります。

○ご家庭の状況やお仕事の状況等を確認するため、福祉課こども福祉担当からご連絡することがあります。ご協力をお願いいたします。

② 育児休業中の申込みについて

育児休業中のお申込みは、入所された月の翌月15日までに職場に復帰することを前提としています。復帰後は、1か月以内に復職・就労開始証明書を提出してください。提出できない場合、保育施設を退所となる場合があります。例：）4月入所の場合、：5月15日復帰、6月15日までに復職証明書提出。

③ 勤務予定での申込みについて

就労証明書の雇用（予定）期間について、申込時点で勤務予定のため未来の日付となっている場合は、就労開始となりましたら復職・就労開始証明書を1か月以内に提出ください。提出できない場合、保育施設を退所となる場合があります。

④ 求職中の申込みについて

求職中の申込みは、入所承諾通知書の効力発生日から90日以内に就労を開始し、就労証明書を御提出いただくことが必要になります。もし、上記期間内に勤務が開始できない場合は、保育施設を退所となる場合があります。

⑤ 雇用契約の変更、または転職により1ヶ月あたりの就労時間が減った方

速やかに福祉課までご連絡の上、新しい就労証明書の提出をしてください。なお、就労時間の増減に関わらず、転職された方は新しい就労先の就労証明書の提出が必要です。

⑥ 申請書提出後に仕事を退職し、求職中となった方

速やかに福祉課までご連絡の上、就労誓約書の記入・提出をしてください。

⑦ 申請書提出後に妊娠が判明した方

育児休業を取得されている方で、児童の入所にあわせて就労先への復帰を予定していたが、妊娠が判明し、職場復帰せずにそのまま産前休暇または育児休業を続けて取得される場合は、速やかに福祉課までご連絡をお願いいたします。

入所選考について

受付期間中に入所の申請をされた方については、提出書類等を基に、「滑川町保育施設入所選考基準表」に基づき保護者の状況と保育を必要とする要件を点数化します。

令和9年4月申込児童は滑川町保育施設入所児童選考委員会で審議し、総合的な必要度が高い順に、入所を決定します。令和9年5月以降の申込児童については提出書類等に基づき福祉課こども福祉担当で審議します。なお、入所選考は滑川町民を優先しています。

○入所の可否は、申込みの順番や抽選で決定するものではありません。

○入所希望保育施設の数や希望する順位により、選考の有利・不利はありません。

○申込児童やその兄弟姉妹の保育料を滞納されている場合、選考において不利になります。

○申し込み後の待機順位については、入所協議後の月はお答えできますが、次月以降の順位は不確定のためお答えできません。

《利用調整方法》

「滑川町保育施設入所選考基準表」(P13・P14)に基づき基本指数、調整指数の合計指数を決定します。

基本指数(父+母) + 調整指数(父母の状況・世帯) = その世帯の合計指数

利用調整は以下のように行っています

(1) 同一の希望保育施設において、希望順に関わらず、指数の高い世帯順に入所が内定します。

例) Aさん(20点の第5希望)とBさん(18点の第1希望)

⇒Aさんが内定

(2) 同一指数の場合、「同一点数世帯の優先順位」(P14)に基づき入所が内定します。

例) Cさん(20点の第5希望、養育している未就学児2名)とDさん(20点の第1希望、養育している未就学児1名)

⇒【同一点数世帯の優先順位】の2によりCさんが内定

入所保留となった場合について

保育の必要性の認定を受けたが、利用調整の結果、施設への入所ができなかった場合、申し込んだ初回の当月に限り「保育施設入所保留通知書」を送付いたします。

なお、翌月以降も保留となった場合に「保育施設入所保留通知書」発行を希望される方は、各月の入所申込〆切日(P5参照)までに「保育施設入所保留通知書交付申請書」の提出が必要となります。

※各通知書につきましては、日付を遡っての発行はできません。紛失等による再発行は、担当までご連絡ください。)

保留通知書について

原則、希望する保育施設に入所ができない場合、「入所保留通知書」を発行しますが、以下の点にご注意ください。

○育休手当を延長する方

育休取得対象児童が満1歳または1歳半になる月に申請する育休手当延長手続きには、保育施設に入所できなかった証明として町が発行する「入所保留通知書」が必要となります。しかし、ハローワークで行う育休手当延長審査の厳格化に伴い、入所保留通知のみの発行が廃止となりました。入所保留通知書は、保護者様が希望する施設に入所受入枠が無い場合に限り発行いたしますので、入所受入枠がある場合は、「保育所入所承諾決定通知書」を送付いたします。

入所辞退について

町から「保育所入所承諾決定通知書」が届いたにも関わらず、入所を辞退される場合、「保育所入所辞退届出書」を提出してください。なお、辞退された場合は「入所保留通知書」は発行できません。

また、入所を辞退した場合、その年度中の入所選考では減点調整の対象になります。

入所後の変更手続き等について

① 入所後、保護者が退職した場合

保護者が退職し、引き続き入所を希望する場合は、退職後直ちに福祉課こども福祉担当へ就労誓約書を提出してください。

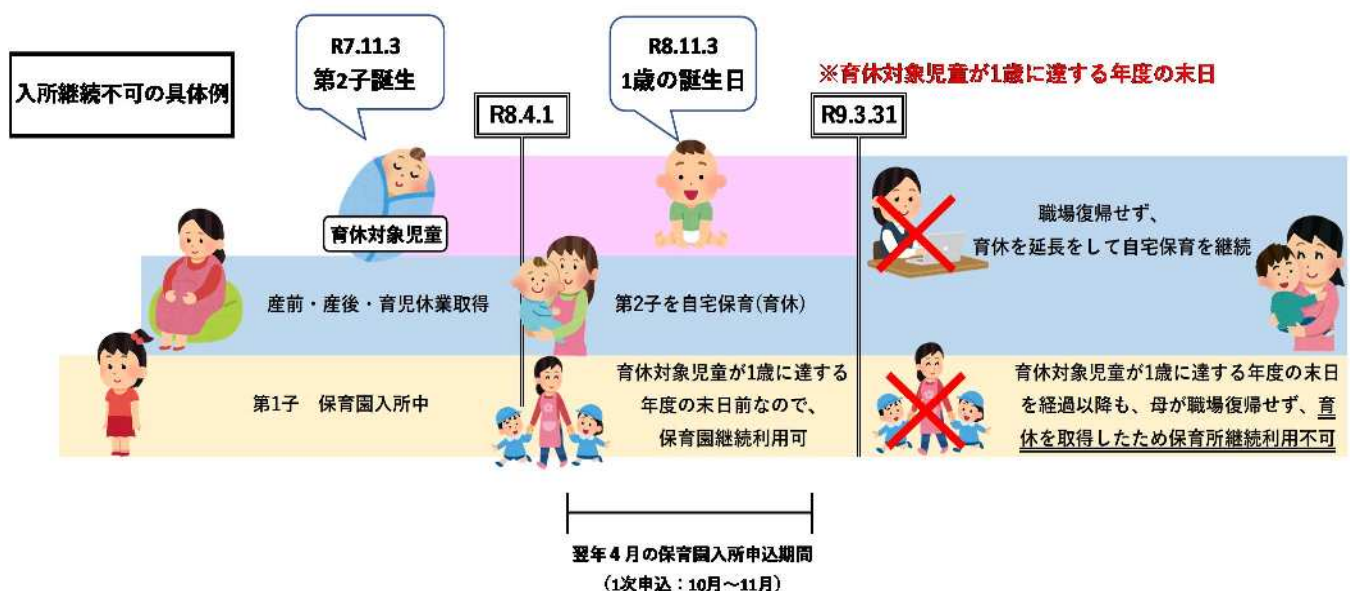
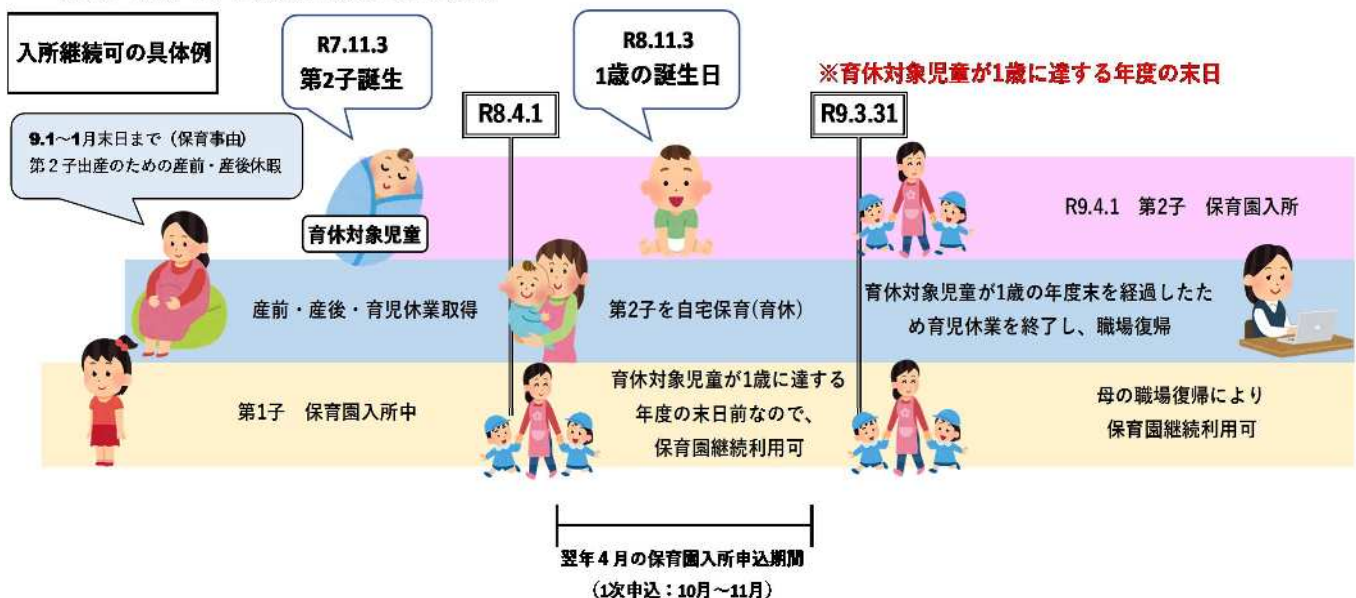
就労誓約書の提出により、退職日の属する月の翌月から90日間、保育施設への継続入所が認められます。90日以内に就労を開始するなどし、保育を必要とする事由を証明する書類を提出してください。

退職後に就労誓約書を提出しなかった場合や、90日間を過ぎても保育を必要とする事由を証明する書類が提出されない場合、保育施設を退所となる場合があります。

② 入所後に妊娠・出産し、育児休業を取得する場合

入所後に出産をして育児休業を取得する場合は、育児休業期間が明記された就労証明書を提出してください。

就労証明書をご提出いただいた場合に限り、原則として育児休業対象児童が1歳に達する年度の末日(3/31)まで、入所が認められます。



③ 入所継続の手続きについて

毎年10月から11月にかけて、翌年度も入所を継続するための手続きとして、保育を必要とする事由などを確認するため、書類をご提出いただきます。

④ 保育施設の転所を希望する場合

現在入所している保育施設から別の保育施設に移りたい（転所したい）場合は、保育施設転所申込書を提出してください。転所の決定後は、いかなる場合でも転所を辞退することや元の保育施設へ戻ることはできません。転所の意思がなくなった時は、各月の入所申込み締切日までに必ず滑川町福祉課こども福祉担当で転所の申込みを取り下げてください。

また、転所決定後は、転所先の保育施設で改めて入所前の手続きや慣らし保育が必要となります。

施設の休所・退所について

① 都合により保育施設を長期間休む場合

福祉課こども福祉担当及び保育施設へ事前に報告をしてください。保育施設の了承が得られた場合、在籍したまま休むことは可能ですが、その場合、月々の利用者負担額等は通常通り納めていただきます。

ただし、お休みの間も保護者は保育を必要とする事由に該当している必要がありますので、ご注意ください。

② 保育施設を退所する場合

保育施設及び福祉課こども福祉担当へ事前にご報告いただいた後、保育施設退所届を福祉課こども福祉担当にご提出ください。保育施設の退所は、退所を希望する月の末日付となり、その月までは利用者負担額を納めていただきます。

町外へ転出する場合

転出日が属する日までは、滑川町で入所決定をしますが、翌月以降は転出先の市区町村がお子さんの保育所等入所決定を行います。

そのため、滑川町を転出後も引き続き現在利用している保育施設を希望する場合であっても、お手続きが必要です。

① 滑川町福祉課窓口で「保育施設退所（継続通所）届」を提出。

② 転出先市区町村の保育担当課で、保育施設入所申込をし、①で継続通所希望とした保育施設名で申請してください。

手続は転出日が属する月のうちに必ず行ってください。

もし、これらの手続きを行わなかった場合、継続利用が正式に認められませんのでご注意ください。

また、各自治体で保育料徴収基準額が定められていますので、継続利用を希望しても、月々の保育料が滑川町民であった時と異なる額になる場合がありますので、ご承知おきください。

令和 9 年度滑川町保育施設入所選考基準表

○基本点数

種別	番号	項目	点数	父	母
就労・就学	1	労働時間	1 か月に 1 7 0 時間以上の労働	10	
	2		1 か月に 1 6 0 時間以上の労働	9.5	
	3		1 か月に 1 5 0 時間以上の労働	9	
	4		1 か月に 1 4 0 時間以上の労働	8.5	
	5		1 か月に 1 3 0 時間以上の労働	8	
	6		1 か月に 1 1 0 時間以上の労働	7	
	7		1 か月に 9 0 時間以上の労働	6	
	8		1 か月に 6 4 時間以上の労働	5	
	9	在学・職業訓練	教育施設への在学・職業訓練	1～8を準用	
求職	10	求職中	現在労働をしておらず、求職中	1	
	11		1 か月に 6 4 時間未満の労働をしており、求職中	3	
父・母不在	12	ひとり親世帯	死亡・離婚・行方不明等	10	
出産	13	出産関係	出産(予定日)が属する月及び該当月の前後 2 か月	10	
疾病・障害	14	疾病	児童の保育が完全に不可能な状況	10	
	15		児童の保育が困難な状況	8	
	16		児童の保育が部分的に困難な状況	6	
	17	障害	身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳○A・A、精神障害者保健福祉手帳 1 級	10	
	18		身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B、精神障害者保健福祉手帳 2 級	8	
	19		身体障害者手帳 4 級以下、療育手帳 C、精神障害者保健福祉 手帳 3 級	6	
介護・看護	20	介護・看護	1 か月に 1 7 0 時間以上の介護・通院付添等	10	
	21		1 か月に 1 6 0 時間以上の介護・通院付添等	9.5	
	22		1 か月に 1 5 0 時間以上の介護・通院付添等	9	
	23		1 か月に 1 4 0 時間以上の介護・通院付添等	8.5	
	24		1 か月に 1 3 0 時間以上の介護・通院付添等	8	
	25		1 か月に 1 1 0 時間以上の介護・通院付添等	7	
	26		1 か月に 9 0 時間以上の介護・通院付添等	6	
	27		1 か月に 6 4 時間以上の介護・通院付添等	5	
災害	28	災害	火災、風水害で家屋損傷その他災害復旧	10	
家庭内暴力	29	家庭内暴力	家庭内暴力により保育を行うことが困難であると認められる状態	10	
虐待	30	虐待	児童虐待の恐れがあると認められる状態	10	
育児休業	31	育児休業	育児休業の間に引き続き保育施設の利用が必要である場合（継続のみ）	9	
その他	32	その他	上記の状況に類するものとして町長が認める場合	0～10	

【基本点数について】

- 1 父母それぞれの点数を合算して世帯の点数とする。
- 2 父あるいは母の状況が複数の項目に該当する場合は、原則として点数の高い状況を取り、世帯の点数とする。
- 3 労働時間に通勤時間は含まない。

○調整点数（世帯）

種別	番号	項目			世帯
世帯の状況	1	被保護世帯	生活保護受給世帯	10	
	2	ひとり親世帯	父子、母子世帯（離婚調停中（同居している場合を除き、事実確認ができる書類の提出がある場合）含む。）	8	
	3	同居祖父母（65歳未満）の状況	保育ができない事由を持たない65歳未満の同居祖父母がいる場合	-5	
	4	虐待・家庭内暴力	虐待や家庭内暴力の恐れがあると認められ、社会的養護が必要な場合	10	
	5	世帯主又は生計中心者の失業	世帯主又は生計中心者の失業により、就労の必要性が高いと認められる場合	2	
児童の状況	6	兄弟・姉妹	保育施設に入所中の兄弟・姉妹有（申請児童本人が入所状態である場合は除く）	1	
	7	多胎児	双子等が同時に申し込む場合（3つ子以上は1点）	0.5～1	
	8	認可外保育施設等在籍	認可外保育施設等に有償で保育されていることを常態	1	
	9	幼稚園施設在籍	幼稚園・認定こども園の幼稚園部分に預けていることを常態（申請時点で滑川町に在住）	1	
	10	障害児	児童が障害を有する場合	1	
	11	地域型保育給付施設の卒園児童	地域型保育給付施設を卒園予定	3	
その他	12	転所希望	すでに保育施設を利用しており、転所を希望している場合（町外の保育施設から町内の保育施設に通所させるための転所希望及び番号13を除く。）	-0.5	
	13		兄弟・姉妹を同一の園に通所させるための転所希望	2	
	14	入所辞退	同一年度内に保育所等への入所を辞退した場合（町長がやむを得ない事由があると認めた場合を除く）	-0.5	
	15	育児休業明け	育児休業を取得しており、児童の入所に合わせて就労先への復帰を予定している場合	1	
	16	保育料	正当な理由が無く同一世帯の保育料を6か月以上滞納している場合	-10	
	17		正当な理由が無く同一世帯の保育料を3か月以上滞納している場合	-5	
	18	待機期間	保育所入所申込みを行い、1年以上待機児童となっている場合（転所及び入所辞退した場合は除く）	1	
	19	その他	児童福祉等の観点から特に調整が必要とされる場合	10	

○調整点数（父母の状況）

種別	番号	項目		点数	父	母
労働状況	33	保育士等	保育士資格等を有し、町内保育施設に復職予定又は内定している	10		
労働状況	34	保育士等	保育士資格等を有し、町外保育施設に復職予定又は内定している	5		
疾病の状況	35	疾病の状況	指定難病	1		

【調整点数について】

- 調整点数（世帯）の加算・減算は父母の合計点数に対して行う。
調整点数（父母の状況）の加算については父母それぞれの点数に対して行う。
- 各項目は重複して加減算する。
- 調整点数は、保護者からの申請に基づき、必要な書類が提出された場合等に適用する。
- 同居者については、生計を共にしていれば住所が別でも同居者に含む場合がある。
また、世帯が別でも、同一住所地または同一敷地内の別建物に居住であれば同居とみなす。

【同一点数世帯の優先順位】

- 母子・父子のみの世帯、生活保護世帯
- 養育している未就学児の人数が多い世帯
- 同世帯に障害者がいる世帯
- 基本点数が高い世帯
- 入所待機期間が長い世帯
- 保育料の滞納がない世帯
- 主たる保育者が滑川町に住民登録し、引き続き居住している期間が長い世帯（直近の住民登録日から算定）
- 児童が属する世帯の保育料算定根拠となる住民税所得割額が少ない世帯
- 主たる保育者の勤務年数が長い世帯

保育料について

保育料とは

保育施設運営に必要な経費の一部を保護者に負担していただくものです。

国の徴収基準額の範囲内で各市区町村が徴収基準を定めますが、保護者の方の負担ができるだけ軽くなるように、保育料の一部を保護者に代わって町が負担しています。

※法律等の改正により変更が生じる場合があります。

毎月の保育料は、クラス年齢、保育の必要量（短時間・標準時間）により、世帯の市町村民税所得割額に応じて、年2回決定します。

○原則として、父母（事実婚含む）の市町村民税所得割額の合計額となります

○税額は税額控除前所得割額（調整控除後）を基に算定します

- ・令和9年4月～令和9年8月分の保育料……………令和8年度の市町村民税所得割額により算出
- ・令和9年9月～令和10年3月分の保育料……………令和9年度の市町村民税所得割額により算出

【納付場所及び納付方法】

① 私立認可保育所に入所する場合

- ・保育料の支払い期限は、原則として月末になりますが、振替日が土・日・祝祭日の場合は翌日になります。（12月分のみ原則25日振替）
- ・保育料は、口座振替にて納入（新規入所された方へは、口座振替依頼書を別途送付いたします）してください。
- ・すでに上のお子さんで口座振替を利用されていても、新規に入所したおさんは、新たに手続きが必要です。

② 地域型保育給付施設、認定こども園の保育部分に入所する場合

- ・保育料の支払期限・方法は、各施設により異なります。入所決定後、各施設へお問い合わせください。

③ 公立保育所に入所する場合

- ・当該保育所がある市区町村に納付となります。入所決定後、保育所又は市区町村へお問い合わせください

《保育料の注意点について》

○認可保育所、認定こども園の保育園部分、地域型保育給付施設では、町内・町外や公立・私立に関わらず、保育料の計算方法は同じです。

○毎月1日現在、保育施設に在籍している場合は、その月分の保育料を負担していただきます。

保育料は、日割り計算しないため、月の途中で退所しても1か月分の保育料を負担していただきます。

○延長保育を利用する場合は、通常の保育料のほかに、各保育施設が定める延長保育料を負担していただきます。

○保育施設入所後、婚姻された場合（事実婚含む）は、婚姻月の翌月から保育料が変更となります。離婚された場合は、離婚された月と、配偶者と住民票が別になった月を比較して遅い方の翌月から保育料が変更となります。

○税の修正申告などにより、市町村民税額が変更となった場合は、保育料が変更となる場合がありますので、早急に福祉課こども福祉担当へお申出ください。なお、保育料の階層変更は、その事実が判明した翌月から対象となりますのでご承知ください。

○父母ともに市町村民税額が非課税で、かつ同居の祖父母（別世帯含む。）がいる場合は、同居の祖父母（いずれかの収入の大きい方）の市町村民税を参照させていただきます。

令和9年度滑川町利用者負担額徴収基準額表

階 層 区 分	徴収基準額（月額）					
	3歳未満（3号認定）		3歳（2号認定）		4歳以上（2号認定）	
	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間
①生活保護世帯	0	0	幼児教育・保育無償化事業により、保育料が無償化されます。			
②市町村民税非課税世帯						
③市町村民税均等割課税のみ世帯	5,800	6,000				
④市町村民税所得割 27,000 円未満	6,800	7,000				
⑤市町村民税所得割 48,600 円未満	8,800	9,000				
⑥市町村民税所得割 97,000 円未満	20,700	21,000				
⑦市町村民税所得割 133,000 円未満	31,200	31,500				
⑧市町村民税所得割 169,000 円未満	32,600	33,000				
⑨市町村民税所得割 200,000 円未満	40,800	41,200				
⑩市町村民税所得割 301,000 円未満	41,500	42,000				
⑪市町村民税所得割 397,000 円未満	45,400	46,000				
⑫市町村民税所得割 397,000 円以上	46,300	47,000				

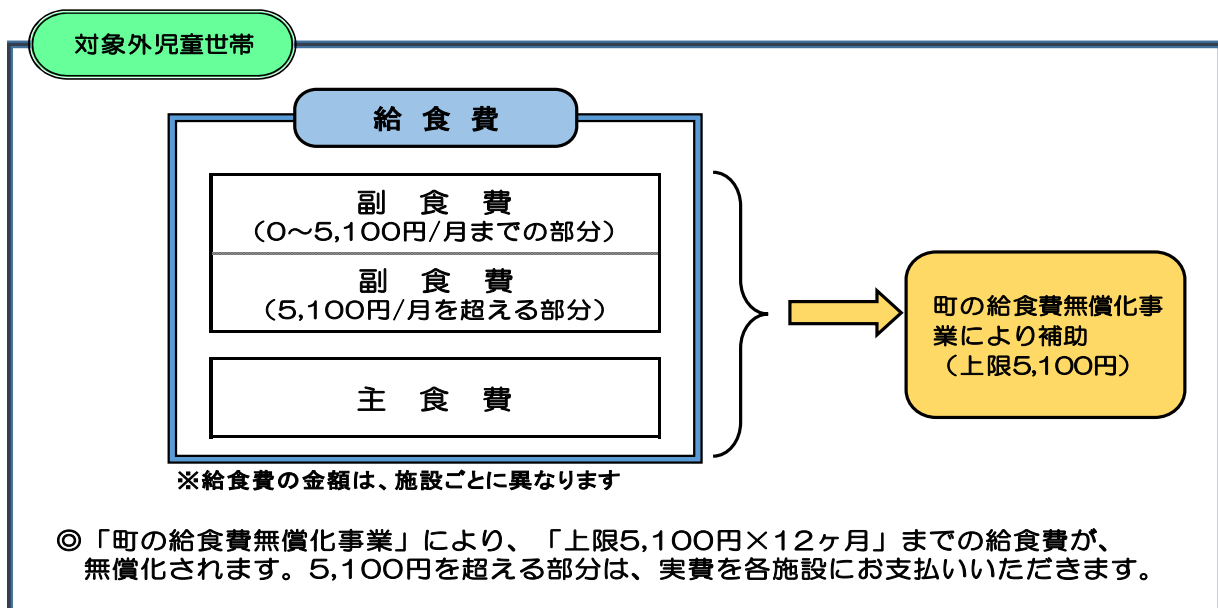
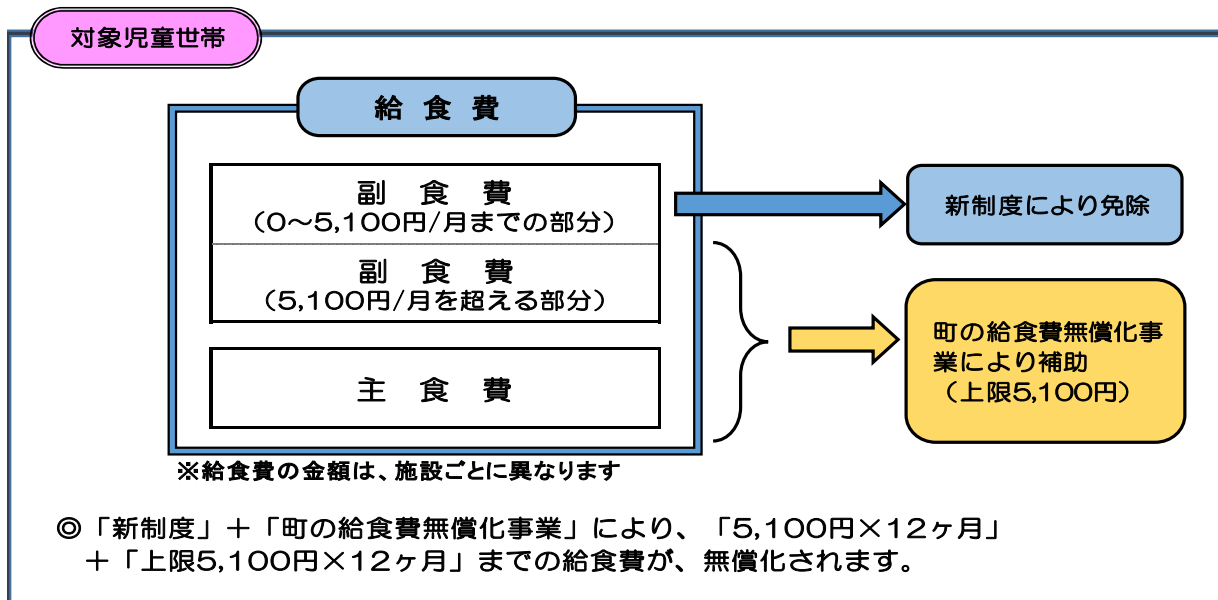
- ※1 3歳児クラス（満3歳に達した次の年度から対象）から5歳児クラスのすべての子ども、0歳児から2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもは保育料が無償化されます。
- ※2 4月から8月までの保育料の額は、前年度分の市町村民税所得割額を基に、9月から翌年3月までの保育料の額は、当該年度分の市町村民税所得割額を基に、階層区分（保育料の額）を決定します。
- ※3 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は令和9年度滑川町利用者負担額徴収基準額表（P16）記載の額の半額、3人目以降については県の補助事業が継続していた場合に限り、0円（無料）となります。
- ※4 市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯において、2人目は令和9年度滑川町利用者負担額徴収基準額表（P16）記載の額の半額、3人目以降については0円（無料）となります。（兄弟等の年齢の上限なし）
- ※5 ひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、特に生活に困窮していると町長が認めた世帯の子どもの保育料については、別途、階層区分に応じて減免となる場合があります。
- ※6 階層区分、兄弟姉妹の年齢にかかわらず、第3子以降の0歳児、1歳児、2歳児は利用者負担額が0円（無料）となります。（滑川町多子世帯利用者負担額軽減事業により実施している事業であり、対象者は別途申請が必要となります。対象と思われる方へは個別に申請書を送付いたします。）



滑川町マスコットキャラクター
ターナちゃん

給食費について

幼児教育・保育無償化事業（以下「新制度」という）及び、滑川町が独自に行う給食費無償化事業により、給食費の取扱いが以下のとおりとなります。



- 対象児童…「年収360万円未満相当世帯の子ども」及び「第3子以降の子ども」をいいます。
（※第3子は、小学校就学前の兄弟でカウントします）
- 給食費の支払いについて…給食費について、町外保育施設利用の場合は、一度施設に支払っていただき、年度末に一括で償還（払い戻し）します。その際、新制度及び町の給食費無償化事業の対象部分は、後ほど補助申請の手続きが必要となります。
町内保育施設利用の場合は施設へ代理受領の委任状をご提出いただくことにより、上記の手続きが不要となり、5,100円まで無償化されます。

※補助金額について
令和8年4月1日現在の「滑川町保育所及び町外幼稚園等入所児童給食費等補助金交付要綱」に基づく額です。

【問合せ先】
滑川町福祉課 こども福祉担当 TEL0493-56-2056（直通）

よくある質問

Q1. 保育園の入所可否は電話や窓口で教えてもらえますか？

A1. 入所承諾決定通知書または保育所入所保留通知書発送前はお答えできません。

Q2. 保育料がいくらになるか教えてもらえますか？

A2. 申し訳ありませんが、個人情報のためお電話等ではお答えできません。保育料は世帯の市町村民税所得割額によって決定していますので、ご自身でご確認をお願いいたします。(P16 参照)
保育園の入所が決定した場合、ご自宅に保育料が記載された利用者負担額決定通知書を送付いたします。

Q3. 子どもの病気や障害によって保育園入所ができないことがありますか？

A3. 入所調整点数で不利になることはありませんが、対応できる施設に限られる場合があります。事前に保育園見学等で施設にご確認いただくことを推奨します。また、申請時に福祉課窓口でもご相談ください。

Q4. 保育短時間と保育標準時間の違いはなんですか？

A4. 就労時間を目安に認定時間を決定し、保育短時間は1日最長8時間。標準時間は最長11時間まで預けられます。施設毎に預かり可能時間は異なりますので、P21以降の各施設の情報をご確認ください。

Q5. 就労証明書は自分で記入してもいいですか？

A5. 会社にお勤めの方は、お勤め先に記入・証明してもらうものです。ご自身で記入した物は無効になりますので、ご注意ください。

個人事業主の方は、ご自身で記入し、必要書類（確定申告書の写し等）とあわせて提出してください。なお、いずれの場合でも、証明日から3ヶ月以内の証明書でなければ無効になります。詳細はP6をご確認ください。

Q6. 育休対象児童を保育園に入れ、母は職場復帰するが、新たに父が育休を取得することを検討しています。保育園はそのまま利用できますか？

A6. 保育園は保護者が就労等保育を必要とする事由に該当する場合に利用できる施設です。育休対象児童が保育園に入所しているに関わらず、両親のどちらかでも育休を取得し、家庭で保育できるのであれば保育園利用は不要とみなし、退所になります。

Q7. 65歳未満の同居祖父母がいます。ただ、4月中に65歳になります。4月入所希望の場合、祖父母の保育を必要とする事由の証明書は必要ですか？

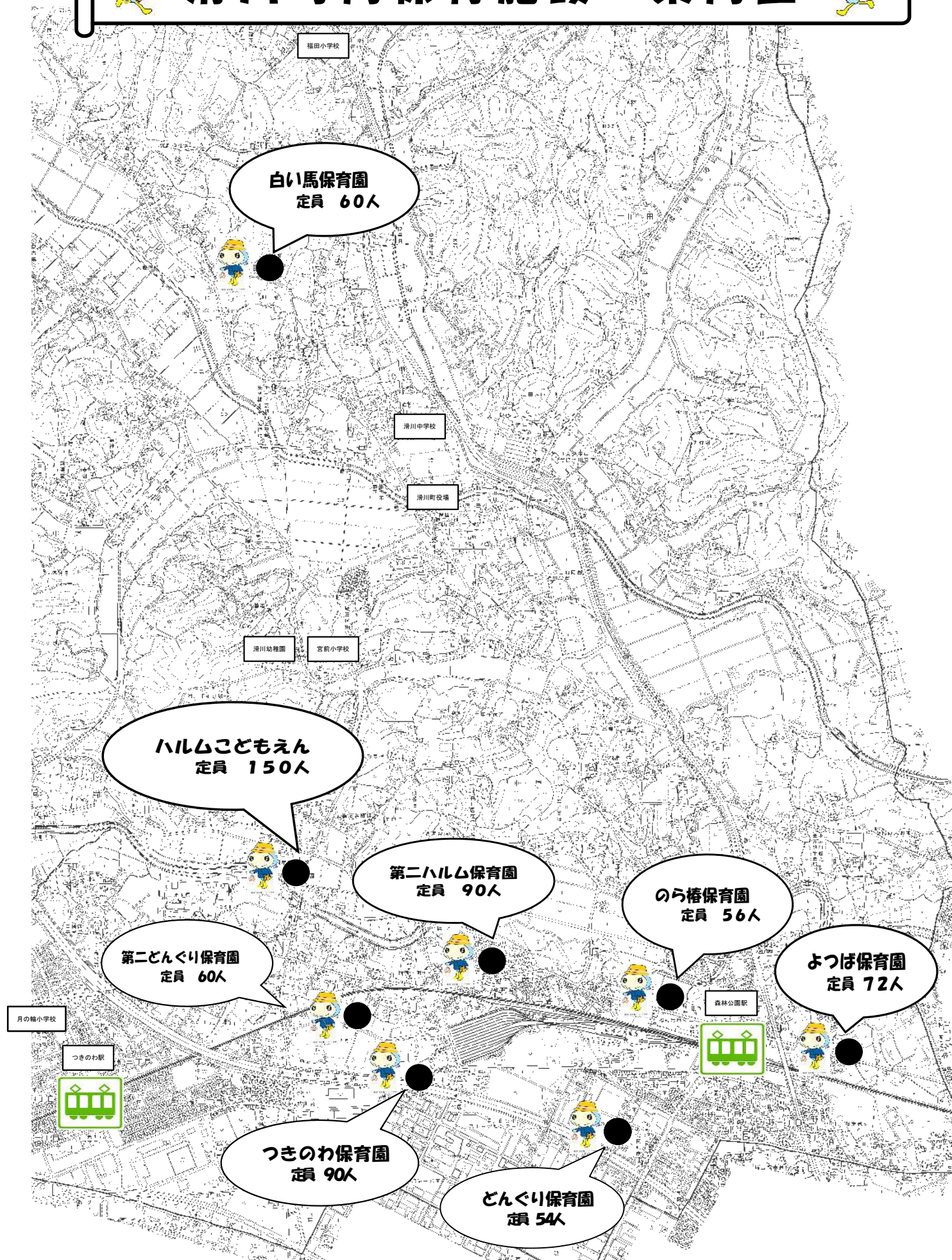
Q7. 入所希望月の1日を基準と考えております。4月入所希望の場合、4月1日時点では65歳未満となります。そのため、同居祖父母の保育を必要とする事由の証明書を添付していただければ、減点にはなりません。

その他、ご不明な点等ございましたら福祉課こども福祉担当までご相談ください。





滑川町内保育施設 案内図



認定こども園

名 称	ハルムこどもえん			設置・運営者	社会福祉法人 育成舎		
所 在 地	埼玉県比企郡滑川町羽尾1830						
電 話 番 号	0493-56-3223			ホームページ	http://halme.jp/		
利 用 定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
2, 3号認定	150						150
1号認定	—			15			15
慣れ保育期間	2週間(応相談)			受入可能年齢		生後8週から	
保 育 時 間		平日			土曜日		
2, 3号認定	開所時間	7:00~19:00			応相談		
	保育標準時間	8:00~19:00			応相談		
	保育短時間	9:00~17:00			応相談		
1号認定	開所時間	8:30~18:00			—		
	教育標準時間	9:00~14:00			—		
延長保育料 2, 3号認定	0歳児	応相談					
	1~2歳児	月額2,000円/30分 回数200円/30分 ※短時間認定者は回数利用のみ					
	3歳児以上	月額1,000円/30分 回数200円/30分 ※短時間認定者は回数利用のみ					
預かり保育料 1号認定	3歳児以上	月額1,000円/8:30~9:00, 4,000円/14:00~15:00以降1時間毎の利用が可能で18:00まで 回数200円/8:30~9:00, 400円/14:00~15:00以降1時間毎の利用が可能で18:00まで					
その他徴収金	0~2歳児	入園時購入品 共済掛金(園児保険) 教材費 等					
	3歳児以上	入園時購入品 共済掛金(園児保険) 給食費 行事費 教材費 等					
保 育 方 針	★健康な身体的基础をつくる。 ★一人ひとりの子どものよさと可能性を伸ばしていく。 ★よく見、よく聞き、よく考える子どもに育つように。 ★豊かな生活経験を積み重ねながら、生きる力を培う。						
園 の 特 色	【子どもの主体性を大切に環境による教育】 ★0~2歳クラスでは、育児担当制を通して食事・睡眠・排泄・清潔における自立を丁寧に援助し、生活を大切にしています。 ★好きな遊びを存分に楽しめる工夫をすることで、子どもの主体性・意志を育てていきます。例えば、保育室や園庭環境を発達や興味に応じて設定し、遊びの時間を確保します。乳児であっても意志や思いを尊重し、寄り添いながら援助していきます。自分で考えて行動できる力を育みます。 ★畑で野菜の栽培をし、料理やおやつ作りをしたり、枝を集めてかまどでご飯炊きもします。園外へ出掛け自然の中で四季を感じたり、草木染め体験等、様々な経験の中で生きる力を培っていきます。 ★食事は、安心安全なこだわりの食材で日本の食文化を伝えています。						
園 の 一 日	0~2歳児クラス			3~5歳児クラス			
	7:00~8:00	異年齢保育(1, 2歳児のみ)		7:00~8:30	異年齢保育		
	8:00~	クラス別保育(0~2歳児)		8:30~	クラス別保育		
	一人ひとりのお子さんの24時間の生活や月齢・発達に応じて、個別に生活プログラムを作成し保育を実施				遊び(室内・園庭) 午前のあつまり		
					課題活動 季節の取り組み		
				11:45頃~	食事 昼寝		
				15:00~	軽食		
					帰りのあつまり 戸外遊び		
18:00~19:00	異年齢保育(1, 2歳児のみ)		17:30~19:00	異年齢保育			
年 間 行 事 (予 定)	4月 入園おめでとうの会 はじまりの会			10月 秋の遠足 体を動かして遊ぶ日			
	5月 こどもの日の集い 春の遠足			11月 観劇会			
	6月 プール開き			12月 もちつき会 クリスマス会 音楽会			
	7月 セタ会 夏まつり会			1月 伝承あそび会			
	8月 お泊まり会			2月 節分会 劇発表会			
	9月 お月見会 保育参加			3月 ひなまつり会 お別れ会 思い出の会 卒園遠足 修了証書授与式			
	<通年> 保護者会(5月・9月・2月) 誕生の祝い お料理・おやつ作り 園外活動 散歩 花・野菜の栽培 さつま芋苗植え・掘り じゃが芋種植え・掘り 避難訓練(毎月) 保育者体験 身体測定 内科検診 歯科検診						
	入 所 申 請 に あ た っ て	こども園や保育所は、お子さまにとって日中の大半を過ごす重要な場所になります。当園では園見学後に入園申請していただくことをお願いしております。 2, 3号認定(保育認定)の利用を希望される方は、お住いの市町村へお申込み下さい。 1号認定(教育標準時間認定)の利用を希望される方は、園へ直接お申し込みください。					

認可保育所

名 称	第二ハルム保育園			設置・運営者	社会福祉法人 育成舎		
所 在 地	埼玉県比企郡滑川町羽尾615						
電 話 番 号	0493-57-0033			ホームページ	http://halme.jp/		
利 用 定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	90						90
慣れ保育期間	2週間(応相談)			受入可能年齢		生後8週から	
保 育 時 間		平日			土曜日		
	開所時間	7:00～19:00			応相談		
2, 3 号 認 定	保育標準時間	8:00～19:00			応相談		
	保育短時間	9:00～17:00			応相談		
延 長 保 育 料	0歳児	応相談					
	1～2歳児	月額2,000円/30分 回数200円/30分 ※短時間認定者は回数利用のみ					
	3歳児以上	月額1,000円/30分 回数200円/30分 ※短時間認定者は回数利用のみ					
そ の 他 徴 収 金	0～2歳児	入園時購入品 共済掛金(園児保険) 教材費 等					
	3歳児以上	入園時購入品 共済掛金(園児保険) 給食費 行事費 教材費 等					
保 育 方 針	★健康な身体の基本をつくる。 ★一人ひとりの子どものよさと可能性を伸ばしていく。 ★よく見、よく聞き、よく考える子どもに育つように。 ★豊かな生活経験を積み重ねながら、生きる力を培う。						
園 の 特 色	【子どもの主体性を大切に環境による教育】 ★0～2歳クラスでは、育児担当制を通して食事・睡眠・排泄・清潔における自立を丁寧に援助し、生活を大切にしています。 ★好きな遊びを存分に楽しめる工夫をすることで、子どもの主体性・意志を育てていきます。例えば、保育室や園庭環境を発達や興味に応じて設定し、遊びの時間を確保します。乳児であっても意志や思いを尊重し、寄り添いながら援助していきます。自分で考えて行動できる力を育みます。 ★畑で野菜の栽培をし、料理やおやつ作りをしたり、枝を集めてかまどでご飯炊きもします。園外へ出掛け自然の中で四季を感じたり、草木染め体験等、様々な経験の中で生きる力を培っていきます。 ★食事は、安心安全なこだわりの食材で日本の食文化を伝えています。						
園 の 一 日	0～2歳児クラス			3～5歳児クラス			
	7:00～8:00	異年齢保育(1, 2歳児のみ)		7:00～8:30	異年齢保育		
	8:00～	クラス別保育(0～2歳児)		8:30～	クラス別保育		
	一人ひとりのお子さんの24時間の生活や月齢・発達に応じて、個別に生活プログラムを作成し保育を実施				遊び(室内・園庭) 午前のあつまり		
					課題活動 季節の取り組み		
				11:45頃～	食事 昼寝		
				15:00～	軽食		
					帰りのあつまり 戸外遊び		
18:00～19:00	異年齢保育(1, 2歳児のみ)		17:30～19:00	異年齢保育			
年 間 行 事 (予 定)	4月 入園おめでとうの会 はじまりの会			10月 秋の遠足 体を動かして遊ぶ日			
	5月 こどもの日の集い 春の遠足			11月 観劇会			
	6月 プール開き			12月 もちつき会 クリスマス会 音楽会			
	7月七夕会 夏まつり会			1月 伝承あそび会			
	8月 お泊まり会			2月 節分会 劇発表会			
	9月 お月見会 保育参加			3月 ひなまつり会 お別れ会 思い出の会 卒園遠足 修了証書授与式			
	<通年> 保護者会(5月・9月・2月) 誕生の祝い お料理・おやつ作り 園外活動 散歩 花・野菜の栽培 さつま芋苗植え・掘り じゃが芋種植え・掘り 避難訓練(毎月) 保育者体験 身体測定 内科検診 歯科検診						
入 所 申 請 に あ た っ て	こども園や保育所は、お子さまにとって日中の大半を過ごす重要な場所になります。当園では園見学後に入園申請していただくことをお願いしております。						

認可保育所

名 称	つきのわ保育園				設置・運営者	社会福祉法人 さとう会		
所 在 地	埼玉県比企郡滑川町月輪1548-52							
電 話 番 号	0493-57-0323							
利 用 定 員	0歳 3	1歳 12	2歳 15	3歳 20	4歳 20	5歳 20	合計 90	
慣らし保育期間	随時			受 入 可 能 月 齢		生後4ヶ月～		
保 育 時 間		平日			土曜日			
	開所時間	7:00～19:00			8:00～17:00			
	標準時間保育	7:30～18:30			8:00～17:00			
	短時間保育	8:30～16:30			8:30～16:30			
延長保育料	200円／30分							
その他徴収金	教材費(粘土、のり、自由画帳、連絡ノート等)・用品代(園服、体操着)・行事費(夏祭り等)							
保 育 方 針	・十分な運動やいろいろな体験を通して健康な身体を作る ・基本的な生活習慣を習得し、意欲的に遊ぶ態度を養う ・友達、保育者、地域の人との関わりの中で、思いやりの心を身につけ、人と仲良くすることの大切さを学ぶ ・人と多くの言葉をかわすことにより、人の話を聞いたり、自分の思いや考えを伝えることができるようにする							
園 の 特 色	広い園庭で伸び伸び遊ぶ他、各年齢に合わせ、カリキュラムを組んでいます。特に和太鼓、お話絵本、知育つみき、英語等の活動や行事を通して成長を促しています。							
保 育 園 の 一 日	0～2歳児			3～5歳児				
	7時～9時30分	30分	随時登園・自由遊び	7時～9時30分	30分	随時登園・自由遊び		
	9時30分		朝の会・おやつ	9時30分		朝の会		
	10時		課題保育 ・散歩・製作等	10時		課題保育 ・お話絵本・知育つみき ・太鼓・英語等		
	11時30分		給食	11時45分		給食・歯みがき		
	12時30分		午睡	12時45分		絵本の読み聞かせ		
	15時		おやつ・帰りの会	13時		課題保育		
	16時～19時		随時降園・自由遊び	15時		おやつ・掃除・帰りの会		
				16時～19時		随時降園・自由遊び		
年 間 行 事	4月	入園・進級式			12月	生活発表会		
	5月	春の遠足・内科検診				クリスマス会		
	6月	じゃがいも掘り			2月	豆まき会		
		プール開き・歯科検診			3月	保育参観(年中・長)		
	7月	夏祭り お泊まり保育(年長)				お別れ遠足(年長) 卒園式(年長)		
	9月	お茶会・作品展						
	10月	運動会・さつまいも掘り 秋の遠足(年少・中・長 ハロウィン			※毎月誕生会・身体測定・避難訓練を行います。			

認可保育所

名 称	白い馬保育園			設置・運営者	社会福祉法人 白い馬会		
所 在 地	埼玉県比企郡滑川町福田1386-2						
電 話 番 号	0493-56-6108						
利 用 定 員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	6	8	10	12	12	12	60
慣らし保育期間	2週間(10日間)			受 入 可 能 月 齢		2ヶ月	
保 育 時 間		平日			土曜日		
	開所時間	7:00～19:00			7:30～13:00		
	標準時間保育	7:00～18:00					
	短時間保育	9:00～17:00					
延 長 保 育 料	平日 0～2歳 30分につき月2,250円 3～5歳 30分につき月1,250円						
そ の 他 徴 収 金	教材費、行事(登山、川遊び、デイキャンプetc<5歳児組のみ>)						
保 育 方 針	目標 ・どの子どもも愛し愛され、人と人との深い絆を結ぼう ・小さな失敗の中から、大切なことを学ぼう ・我が子だけでなく、仲間の子どもと共に育ちあおう ・自然環境、自然物を大切に考えよう ・学童と保育園児の関わり方を大切にし、優しさや憧れの気持ちを育てよう ・命を大切にしよう ・自分も大切だけれど、仲間も大切にできる人になろう ・異年齢保育の中から、関わり方を学びあおう						
園 の 特 色	・園庭は高低差10メートルの芝の斜面 ・ヤギ等の生き物とのふれあい ・暑い夏でも木陰で涼しい園舎裏の広々とした森も遊び場 ・リズム、歌、世界の多様な文化 ・地産地消を目指した豊かな食育						
保 育 園 の 一 日	・順次登園 ・クラス活動 掃除・相談・遊び (園庭、森、散歩、室内、リズム表現、異年齢との交流) ・給食 ・お話(絵本、紙芝居、語り) ・お昼寝 ・おやつ ・クラス活動、遊び ・お話し ・異年齢保育 ・順次降園						
年 間 行 事	4月 入園式、進級式 5月 父母作業日、春の遠足※ 6月 プール開き、うたとリズム表現の日(保護者も参加可) 7月 第1回親子で保育を楽しむ会、デイキャンプ(5歳児組)、七夕※ 8月 夏祭り(保護者も参加可)、川遊び(5歳児組のみ) 9月 プールじまい 10月 運動会、登山(5歳児組)、保護者懇談会 11月 秋の遠足※、滑川まつり舞台参加(4,5歳児組)、うたとリズム表現の日(保護者も参加可) 12月 歌とリズムともちつきの会※、クリスマス会(保護者も参加可)、観劇(4,5歳児組) 1月 第2回親子で保育を楽しむ会 2月 節分※ 3月 ひなまつり※、卒園式 * ※印は、保育園で子ども達と職員で行ないます。 * 毎月一度、お弁当の日があります。						
入所申請について	子どもたちにとって、とても大切な乳幼児期。園見学をしてから、申請の手続きをお願いします。						

認可保育所

名 称	どんぐり保育園			設置・運営者	社会福祉法人 にじ		
所 在 地	埼玉県比企郡滑川町大字都170-28						
電 話 番 号	0493-81-4711						
利 用 定 員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	6	9	9	10	10	10	54
慣らし保育期間	2週間程度			受 入 可 能 月 齢		2カ月～	
保 育 時 間		平日			土曜日		
	開所時間	7:00～19:00			8:00～17:00		
	標準時間保育	7:00～18:00			8:00～17:00		
	短時間保育	8:30～16:30			8:30～16:30		
延 長 保 育 料	10分200円 ※0歳児は延長保育・土曜保育なし						
そ の 他 徴 収 金	0～2歳児：入園・進級時購入品、保険代、行事費等 3歳児以上：入園・進級時購入品、保険代、行事費、給食費等						
保 育 方 針	一人ひとりを大切に、基本的習慣を身につけ、心豊かな子に育つように						
園 の 特 色	・規模の特性を活かし、家庭的雰囲気の中、一人ひとりを大切に保育します。 ・各年齢の保育カリキュラムに基づいて、個々の発達を大切にし、基本的習慣を身につけます。 ・日本の伝統や季節を感じたり、お友だちや家族と思い出に残る様々な行事があります。						
保 育 園 の 一 日	0.1.2歳児			3.4.5歳児			
	7:00	順次登園、異年齢保育		7:00	順次登園、異年齢保育		
	9:00～	朝の会、おやつ 設定保育		9:00～	朝の会 設定保育		
	11:15	給食		11:15	給食準備、給食		
	12:15	午睡		13:00	午睡		
	15:00～	おやつ 室内・戸外遊び		15:00～	おやつ 室内・戸外遊び		
	16:00	帰りの会、順次降園		16:00	帰りの会、順次降園		
年 間 行 事	4月：入園・進級式、保育参観 5月：内科検診、消防引き渡し訓練、親子遠足 6月：歯科検診、プール開き、保育参加 7月：七夕まつり、夏祭り 8月：夏季保育 9月：祖父母参観、よるの保育園 10月：内科検診、ハロウィンパーティー、十五夜 11月：運動会、七五三祝い、十三夜 12月：クリスマス会 1月：初詣、お正月遊び 2月：節分祭、お別れ遠足 3月：ひなまつり、卒園式				【通年】 個別面談(年3回)、 身体測定、避難訓練、 お誕生会 (ご家族を園に招待しお祝います) 【専門講師を招いての教室】 おうたのレッスン、ダンスのレッスン えいごあそび(ECC)、空手教室 リトミック		

認可保育所

名 称	第二どんぐり保育園			設置・運営者	社会福祉法人 にじ		
所 在 地	埼玉県比企郡滑川町大字月輪213-4						
電 話 番 号	0493-81-5472						
利 用 定 員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	6	9	9	12	12	12	60
慣らし保育期間	2週間程度			受 入 可 能 月 齢		2カ月～	
保 育 時 間		平日			土曜日		
	開所時間	7:00～19:00			8:00～17:00		
	標準時間保育	7:00～18:00			8:00～17:00		
	短時間保育	8:30～16:30			8:30～16:30		
延 長 保 育 料	10分200円 ※0歳児は延長保育・土曜保育なし						
そ の 他 徴 収 金	0～2歳児：入園・進級時購入品、保険代、行事費等 3歳児以上：入園・進級時購入品、保険代、行事費、給食費等						
保 育 方 針	一人ひとりを大切に、基本的習慣を身につけ、心豊かな子に育つように						
園 の 特 色	・規模の特性を活かし、家庭的雰囲気の中、一人ひとりを大切に保育します。 ・各年齢の保育カリキュラムに基づいて、個々の発達を大切にし、基本的習慣を身につけます。 ・日本の伝統や季節を感じたり、お友だちや家族と思い出に残る様々な行事があります。						
保 育 園 の 一 日	0.1.2歳児			3.4.5歳児			
	7:00	順次登園、異年齢保育		7:00	順次登園、異年齢保育		
	9:00～	朝の会、おやつ 設定保育		9:00～	朝の会 設定保育		
	11:15	給食		11:15	給食準備、給食		
	12:15	午睡		13:00	午睡		
	15:00～	おやつ 室内・戸外遊び		15:00～	おやつ 室内・戸外遊び		
	16:00	帰りの会、順次降園		16:00	帰りの会、順次降園		
年 間 行 事	4月：入園・進級式、保育参観 5月：内科検診、消防引き渡し訓練、親子遠足 6月：歯科検診、プール開き、保育参加 7月：七夕まつり、夏祭り 8月：夏季保育 9月：祖父母参観、よるの保育園 10月：内科検診、ハロウィンパーティー、十五夜 11月：運動会、七五三祝い、十三夜 12月：クリスマス会 1月：初詣、お正月遊び 2月：節分祭、お別れ遠足 3月：ひなまつり、卒園式				【通年】 個別面談(年3回)、 身体測定、避難訓練、 お誕生会 (ご家族を園に招待しお祝います) 【専門講師を招いての教室】 おうたのレッスン、ダンスのレッスン えいごあそび(ECC)、空手教室 リトミック		

認可保育所

名 称	よつば保育園				設置・運営者	社会福祉法人 幸の会	
所 在 地	滑川町大字羽尾3499番地3						
電 話 番 号	0493-21-3501						
利 用 定 員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	6人	12人	12人	14人	14人	14人	72人
慣らし保育期間	入園式後から1週間程度(子どもの状態に応じて変動あり)			受 入 可 能 月 齢		4ヶ月～就学前	
保 育 時 間		平日			土曜日		
	開所時間	7:00-19:00			7:00-19:00		
	標準時間保育	7:00-18:00			7:00-18:00		
	短時間保育	8:30-16:30			8:30-16:30		
延 長 保 育 料	300円/30分						
その他徴収金	○3, 4, 5歳児絵本代 ○新学期用品等						
保 育 方 針	・様々な経験や体験をとおして生きる力の基礎を育む。 ・4者(子ども・保育士・保護者・地域)で連携し、子どもの笑顔あふれる保育園を目指す。 ・地域に開かれた保育園をめざす。						
園 の 特 色	・少人数で家庭的な環境の中での保育 ・自然環境の中で身体や五感を育てる保育 ・リズム遊びやリミックを通して、豊かな感性や表現力を培う保育 ・常に子どもの人格や主体性を尊重し最善の幸せを願う保育						
保 育 園 の 一 日	7:00～ 順次登園 9:30～ 0・1・2歳児おやつ 主活動 11:15～ 昼食 12:30～ 午睡 15:00 おやつ 15:30 帰りの会 遊び 16:00～ 順次降園						
年 間 行 事	4月:入園式・進級式・お花見散歩 5月:親子遠足・保育参観・懇談会 6月:プール開き・内科及び歯科検診・じゃがいも掘り・さつまいも苗植え 7月:七夕会・夕涼み会 8月:夏季特別保育・お泊まり保育 9月:敬老会・秋の遠足・引き渡し訓練 10月:運動会・内科検診 11月:さつま芋掘り・七五三祝い・職場訪問 12月:クリスマス会・もちつき 1月:たこあげ 2月:節分・発表会 3月:ひな祭り会・お別れ散歩・お別れ遠足・卒園式 ※毎月:誕生会・避難訓練・消火訓練・身体測定 ※行事等 地域交流						

認可保育所

名 称	のら椿保育園			設置・運営者	有限会社比企建築設計事務所		
所 在 地	滑川町羽尾446－11						
電 話 番 号	0493-55-1444						
利 用 定 員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	6	10	10	10	10	10	56
慣らし保育期間	2週間			受 入 可 能 月 齢		6か月	
保 育 時 間		平日			土曜日		
	開所時間	7:30～18:30			9:00～17:00		
	標準時間保育	7:30～18:30			9:00～17:00		
	短時間保育	8:30～16:30			9:00～16:30		
延 長 保 育 料	延長保育時間18:00～18:30。延長保育料18時を過ぎた10分ごとに100円						
そ の 他 徴 収 金	布おむつ代(2500円/月)*0～2才くらいまで						
保 育 方 針	・その子の個性を尊重し、その子の成長速度に合わせた保育を行う ・自然の中で、動植物・農作物が身近にある暮らしを、四季を通じて経験していく ・他の子どもと一緒に過ごす中で、他者との関係性や社会性を築く土台を育む						
園 の 特 色	・自然や農と関わる時間を多くもちます ・動物を飼いお世話をします ・ひとりひとりにゆっくりじっくり、個性を大事に生活をつくれます						
保 育 園 の 一 日	7:30～ 9:00 順次登園・室内遊び 9:00～ 11:30 外遊び(年令ごとに順次室内へ) 11:00～ 12:30 お昼ごはん(年令ごとに順次) 絵本よみきかせ(おひるごはんの前・お昼寝の前) 12:00～ 14:50 お昼寝(年令ごとに順次) 15:00～ 15:30 おやつ 15:30～ 18:30 室内遊び又は園庭遊び、順次降園						
年 間 行 事	4月	たけのこ掘り			10月	さつまいも掘り	
	5月	田植え・ 鯉のぼり			11月	干し柿づくり	
	6月	梅もぎ・梅干し・梅ジュースづくり			1月	お正月遊び	
	7月	梅干しづくり			2月	節分	
	8月	七夕(旧暦)					
	9月	稲刈り					
	*毎月：身体測定、避難訓練、お誕生祝い *運動会・お遊戯会はありません						
	入所申請について						

